

掛川市告示第52号

掛川市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示し、当該関係図書を一般の縦覧に供する。

平成24年5月22日

掛川市長 松井三郎

1 供用及び処理を開始する年月日

平成24年6月1日

2 供用及び処理を開始する区域

大坂の一部及び三俣の一部

3 既に供用を開始している区域

千浜の一部、国安の一部、菊浜の一部、浜川新田の一部、浜野の一部、浜野新田の一部、大坂の一部、三俣の一部及び坂里の一部

4 供用開始面積

約4.3ha（大東処理区供用開始区域 約416.8ha）

5 供用を開始する排水施設の位置

別紙図面による

6 下水を処理する施設の位置及び名称

掛川市国安2766番地の24

大東浄化センター

7 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

8 関係図書の縦覧場所

掛川市役所環境経済部下水整備課

9 関係図書の縦覧期間

平成24年5月22日（火）から平成24年5月31日（木）まで

（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）

（別紙図面略）